

鳥取県告示第281号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
米子市大崎1707-2 武良 賢治 米子市皆生温泉一丁目8-27 福景 順一	米子加入区	米子市漁業協同組合	米子市灘町一丁目無番地 米子市漁業協同組合	平成22年4月30日から 同年5月14日まで